

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
〇 県税の申告等の期限の延長		税務課			
〇 漁船保険付保義務発生のための同意の認定		水産課			
〇 道路の区域変更		道路整備課			
〇 道路の供用開始		〃			
〇 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分		港湾課			
【公告】					
〇 土地改良区の定款変更の認可		耕地課			
〇 県営土地改良事業計画の縦覧		〃			
〇 県営土地改良事業変更計画の縦覧		〃			
〃					
〇 公共測量の実施		監理課			
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
				担当課（室）	

◎岡山県告示第六十四号

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）第二十三条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二に規定する個人の県民税の申告に関する期限のうち次に掲げる地域に令和三年一月一日現在において住所を有する納税義務者に係るもの、県税条例第五十五条に規定する個人の事業税の申告に関する期限のうち次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るもの（同条第一項に規定する年の中途において事業を廃止した場合における期限を除く。）及び県税条例附則第十六条第二項に規定する不動産取得税の徴収の猶予に係る申請に関する期限（同項に規定する納税通知書に記載された納期限を除く。）又は同条第三項において準用する租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第七十条の四第二十七項の規定による届出に関する期限のうち次に掲げる地域に所在する不動産を取得した納税義務者に係るものについては、その期限を同年四月十五日まで延長する。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定地域 岡山県全域

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

◎岡山県告示第六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 日生加入区

寄島加入区

神島加入区

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

◎岡山県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 黒忠井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員	延 長
井原市芳井町花滝字池迫奥一一〇七番一 地先から 井原市野上町字ケゴヤ五五五九番一 地先 まで	新	五・九 （メートル） 二六・二	六二七・四
井原市芳井町花滝字池迫奥一一〇七番一 地先から 井原市野上町字ケゴヤ五五五九番一 地先 まで	旧	四・五 （メートル） 二六・二	六二七・四

◎岡山県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	黒忠井原線	井原市芳井町花滝字池迫奥一一〇七番一地先から 井原市野上町字ケゴヤ五五五九番一地先まで	令和三年二月十二日

◎岡山県告示第六十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 赤	一台	B 一一三六〇一八
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 桃色	一台	H 一〇〇五二玉野
二六インチ 桃色	一台	玉野商工三二一五
二六インチ 桃色	一台	不明
二六インチ 水色	一台	不明
二六インチ 黄	一台	玉野H〇九三〇〇
二六インチ 黒	一台	玉野市す六六八〇
二六インチ 黒	一台	玉野H〇六八五四
二六インチ 黒	一台	香川A E 一三六四三
二六インチ 黒	一台	岡山市け一二七一八
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 紺	一台	九九C六九一八三
二六インチ 灰色	一台	千葉テ一〇四四二九
		倉敷K三四四一五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和二年十一月十九日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三十一―三二二一

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

〔六三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 認可年月日

令和三年二月四日

〔六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 二ツ池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 二ツ池地区）計画書

三 縦覧の期間

令和三年二月十二日から同年三月五日まで

四 縦覧の場所

倉敷市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 北川第1地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 北川第1地区）計画書

三 縦覧の期間

令和三年二月十二日から同年三月五日まで

四 縦覧の場所

笠岡市役所

矢掛町役場

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント 加茂川合同堰地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント 加茂川合同堰地区）計画

書

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

三 縦覧の期間

令和3年2月12日から同年3月5日まで

四 縦覧の場所

津山市役所

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

〔六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 大谷池地区）計画を変更したので、関係書類
を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 大谷池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年二月十二日から同年三月五日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

〔六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美咲地区 第1工区、第3工区、第5工区、
第7工区、第10工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美咲地区 第1工区、第3工区、第5工
区、第7工区、第10工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和三年二月十二日から同年三月五日まで

三 縦覧の場所

美咲町役場

〔六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市北区西長瀬から同区檜津まで	公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、三次元点群測量）	令和三年一月五日から同年五月三十一日まで

令和3年2月12日 岡山県公報 第12268号

〔六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字五ノ割三三六―五、三三七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福島四二四―一セントラル福島二〇三号

日笠 直美

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇三号